

重要なお知らせ NISA非課税期間終了に伴う、お手続きについて

2014年
ご購入分

2014年に一般NISA口座で購入した公募株式投資信託は、
2018年12月末をもって非課税期間が終了します
 該当のお客さまには、当行からご案内をお送りいたしておりますので、必ずご確認ください。お手続きをお願いいたします。
 なお、お手続きに時間を要することが予想されますので、お早めにお手続きください。

お手続きは3つから選択

① 非課税期間内に売却する

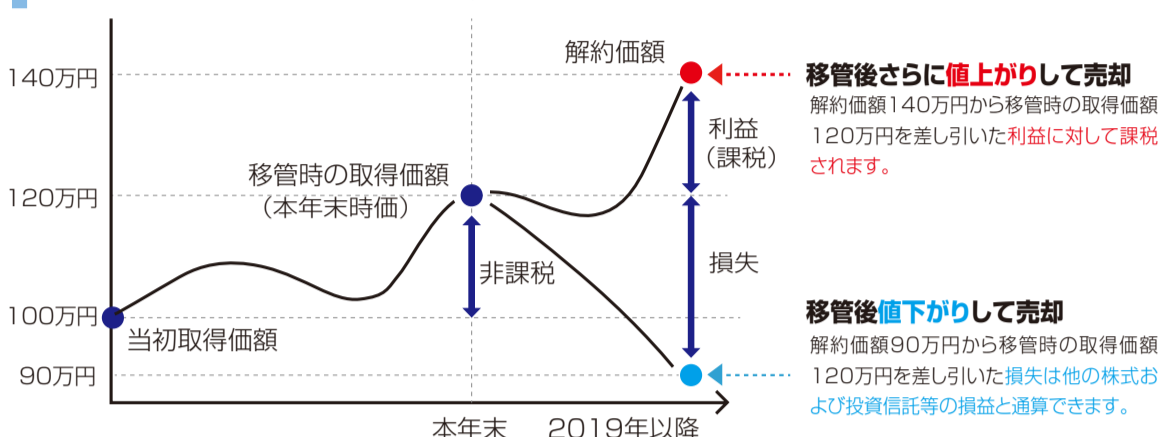
売却して利益や損失を確定します。
 受渡日(指定預金口座へのご入金日)が本年内になるようにお手続きください。

② 課税口座(特定口座または一般口座)に移管する

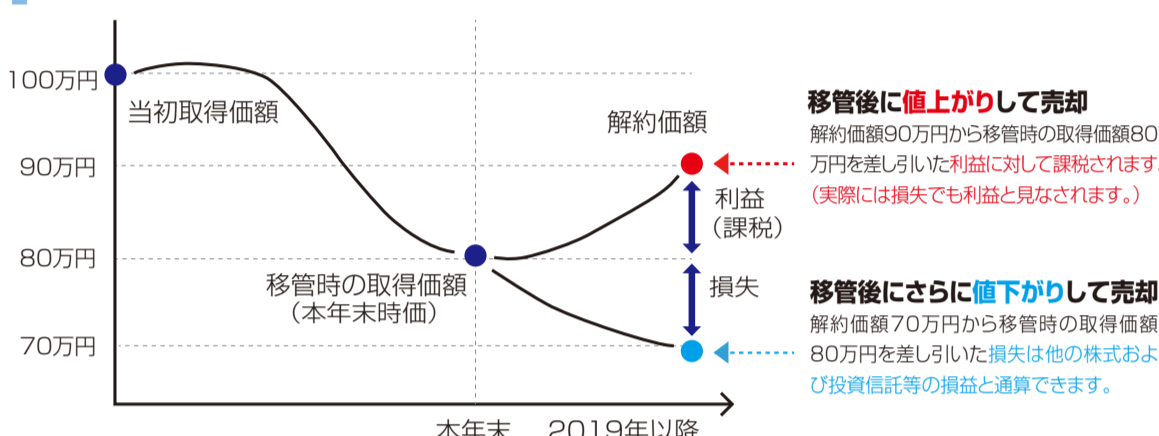
課税口座(特定口座または一般口座)に移管します。
 特定口座への移管をご希望のお客さまで、特定口座が未開設の場合には、お取引店の窓口にて、本年末までに「特定口座開設届出書」「個人番号提供書 兼 告知書」等をご提出ください。

本年末の時価が取得価額となります。
 移管後に売却する際は、当該取得価額をもとに譲渡損益が計算されます。

■ 本年末時価 > 当初取得価額 の場合



■ 本年末時価 < 当初取得価額 の場合

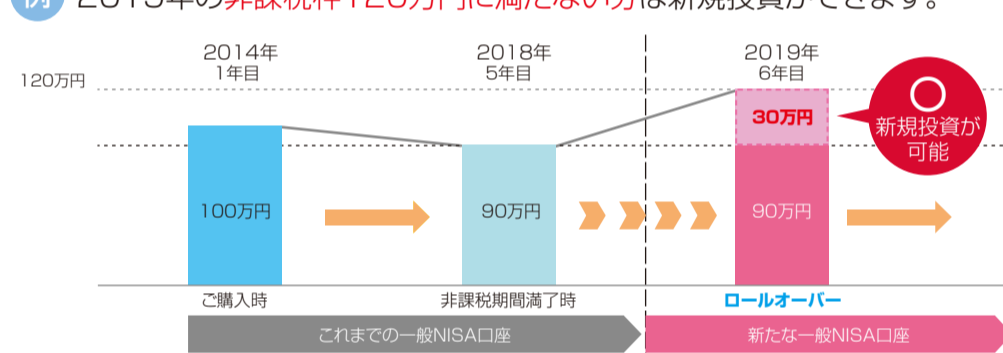


③ 翌年のNISA口座に移管(翌年の非課税管理勘定にロールオーバー)する

本年末の時価を基準に、2019年のNISA口座へ移管します。
 2019年分のNISA非課税枠を利用しますので、2019年のNISAでの購入可能額が減額されます。

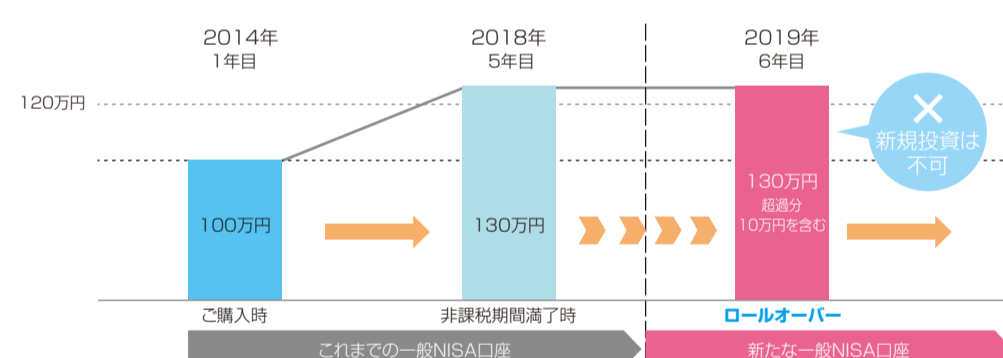
■ 2018年12月末の時価が2019年の非課税枠(120万円)未満の場合

例 2019年の非課税枠120万円に満たない分は新規投資ができます。



■ 2018年12月末の時価が2019年の非課税枠(120万円)以上の場合

例 2019年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできます。ただし、非課税枠を全て利用してしまうため、新規投資はできません。



ロールオーバーに必要なお手続きについて

ロールオーバーを行うには、足利銀行に2019年の「一般NISA」の非課税枠をお持ちであることが必要です。以下のような場合は、本年11月末までに追加でお手続きが必要になります。

追加のお手続きが必要な方

- | | | |
|--|--|---|
| <p>① NISA非課税枠が未設定の方(2019年以降の非課税枠)</p> <p>2019年以降の一般NISA非課税枠を設定するお手続き</p> | <p>② 当行で「つみたてNISA」をご利用の方</p> <p>ロールオーバーの前に2019年の非課税枠を「一般NISA」に変更するお手続き</p> | <p>③ 他の金融機関でNISA非課税枠をご利用の方</p> <p>足利銀行に「一般NISA」の非課税枠を移すお手続き</p> |
|--|--|---|

●お手続きいただけない場合は、原則として特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)に移管させていただきます。

その他のご留意事項

- 年内にNISAの購入注文をいただいても、受渡日が翌年となる場合は、翌年のNISA対象となります。
- 年末時点で、受渡日が翌年となるNISA購入注文と、ロールオーバーをご希望をいただいたお預りがある場合、ロールオーバーを優先して、翌年の非課税枠を使用します。このため、「ロールオーバーによる使用額+受渡日が翌年となるNISA購入額」が120万円を超える場合には、NISA購入の注文のうち、翌年の非課税枠を超える部分は特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)の購入注文として取扱います。
 - 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご提出済のNISA預りについて、年内に売却注文をいただいても、受渡日が翌年となる場合は、翌年の非課税枠を使用したうえで売却が行われます。
 - 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をご提出いただけない場合は、租税特別措置法施行令第25条の13第8項第1号または第3号に基づき、原則として特定口座(特定口座が未開設の場合には一般口座)へ移管させていただきます。

お問い合わせ

店頭でのお問い合わせ・ご相談

●お近くの店舗を探す

お電話でのお問い合わせ・ご相談

0120-21-6556

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

つながらない場合は028-627-8737(通話料有料)

受付時間: 9:00~18:00 ※銀行休業日は除く